

契約書別紙兼重要事項説明書

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	合同会社一期一会
主たる事務所の所在地	徳島県徳島市川内町平石若宮 180-13
代表者（職名・氏名）	代表社員 栗野 登詩男
電話番号	088-635-5840

2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問看護ステーションぎふと	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	徳島県徳島市川内町金岡 5-2 ラ・フォーレ川内 I 106 号室	
電話番号	088-635-5840	
指定年月日・事業所番号	令和 8 年 6 月 1 日指定	3660191143
管理者の氏名	栗野 登詩男	
通常の事業の実施地域	徳島市、鳴門市、名西郡、板野郡、名東郡、その他地域は要相談	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問看護又は介護予防訪問看護は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「訪問看護職員」といいます。)が、そのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

- (1) 病状、障害の観察
- (2) 清拭、洗髪等により清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防、処置
- (5) 医師の指示により医療行為の実施

- (6) リハビリテーション
- (7) ターミナルケア
- (8) カテーテル類の管理
- (9) 療養生活や介護方法の指導
- (10) 家族ケア 他

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで 年末年始（12月30日から1月3日）を除く。 緊急対応時にはこの限りではない。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで

6. 事業所の職員体制

職種	資格	常勤	非常勤	兼務	計	備考
管理者	看護師	1名	1名-	-	2名	看護職員と兼務
看護職員	看護師・准看護師	2名	1名	-	4名	
理学療法士	理学療法士	-	1名	-	1名	
作業療法士	作業療法士	-	-	-	-	
その他	事務職	-	-	-	-	

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の管理責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	管 理 者 栗野 登詩男
----------	-------------------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

【介護保険】

（１）基本料金 訪問看護の介護報酬に係る費用

7 級地 10.21 円

訪問看護（基本料金）					介護予防訪問看護（基本料金）			
訪問時間	単位数	自己負担分/回			単位数	自己負担分/回		
		1 割	2 割	3 割		1 割	2 割	3 割
20 分未満	314 単位	321 円	641 円	962 円	303 単位	310 円	619 円	928 円
30 分未満	471 単位	481 円	962 円	1443 円	451 単位	461 円	921 円	1382 円
30 分以上 60 分未満	823 単位	841 円	1681 円	2521 円	794 単位	811 円	1622 円	2432 円
30 分以上 90 分未満	1128 単位	1152 円	2304 円	3455 円	1090 単位	1113 円	2226 円	3339 円
理学療法士の場合 1 回 20 分	294 単位	301 円	601 円	901 円	284 単位	290 円	580 円	870 円

※理学療法士による訪問は 1 回につき 20 分とし、週 6 回を限度として訪問できます。

（２）各種加算料金

項目	内容	単位数	自己負担分		
			1 割	2 割	3 割
緊急時訪問看護加算 (月 1 回)	必要に応じての緊急訪問契約	600 単位	613 円	1, 226 円	1, 838 円
特別管理加算Ⅰ (月 1 回)	留置カテーテル等を使用している状態等	500 単位	511 円	1, 021 円	1, 532 円
特別管理加算Ⅱ (月 1 回)	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や神秘を超える褥瘡の状態等	250 単位	256 円	511 円	766 円
複数名訪問加算Ⅰ	2 名の看護師が同時に訪問看護を行う場合				
	30 分未満	254 単位	260 円	519 円	778 円
	30 分以上	402 単位	411 円	821 円	1, 232 円
長時間訪問看護加算	1 回の訪問が 90 分以上超えた場合	300 単位	307 円	613 円	919 円
ターミナルケア加算	在宅で看取りに必要なケアがなされた時	2, 500 単位	2, 553 円	5, 105 円	7, 658 円
初回加算 (Ⅰ)	病院、診療所から退院した日に初回の訪問看護を行った場合	350 単位	358 円	715 円	1, 072 円
初回加算 (Ⅱ)	新規に訪問看護計画を作成し訪問看護を行った場合	300 単位	307 円	613 円	919 円
早朝・夜間加算	6～8 時、18～22 時	単位数の 25%			
深夜加算	22～6 時	単位数の 50%			
介護職員等処遇改善加算	1 か月の単位数の総計に 1.8% を乗じて算出した額				

※主治医の診察に基づき、一時的に頻回な訪問看護の必要性を認めた場合は、特別訪問看護指示書の交付により医療保険にて訪問します。

【医療保険】

*訪問回数は厚生労働大臣の定める疾病等及び特別訪問看護指示書が交付された場合を除き、週 3 回までとなっています。

*訪問時間は 30 分以上 1 時間 30 分未満となっています。

*料金は下記の通りですが、自己負担分は保険の種類などにより異なります。(1～3 割)

*生活保護、精神、難病等の公費を利用する場合は料金が異なります。

(1) 基本料金 (基本療養費と管理療養費を合わせて請求)

項目	内容		自己負担分/回		
			1 割	2 割	3 割
管理療養費	月の初日		767 円	1,534 円	2,301 円
	月の 2 回目以降		300 円	600 円	900 円
訪問看護基本療養費 (I)	週 3 日まで		555 円	1,110 円	1,665 円
	週 4 日目以降		655 円	1,310 円	1,965 円
精神科基本療養費 (I)	週 3 日まで	30 分未満	425 円	850 円	1,275 円
		30 分以上	555 円	1,110 円	1,665 円
	週 4 日目以降	30 分未満	510 円	1,020 円	1,530 円
		30 分以上	655 円	1,310 円	1,965 円

(2) 各種加算料金

項目	内容	自己負担分/回		
		1 割	2 割	3 割
24 時間対応体制加算 (月 1 回)	(イ)24 時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みが行われている	680 円	1,360 円	2,040 円
緊急訪問看護加算 (月 1 回)	1 日 (1 4 日目まで)	265 円	530 円	795 円
精神科緊急訪問看護加算 (月 1 回)	1 日 (1 5 日以降)	200 円	400 円	600 円
夜間・早朝加算	6～8 時、18～22 時	210 円	420 円	630 円
深夜加算	22～6 時	420 円	840 円	1,260 円
特別管理加算 (月 1 回)	留置カテーテル等を使用している状態等	500 円	1,000 円	1,500 円
	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や神秘を超える褥瘡の状態等	250 円	500 円	750 円
長時間訪問看護加算	90 分を超える訪問看護 (週 1 回)	520 円	1,040 円	1,560 円
複数名訪問看護加算	2 名の看護師が同時に訪問看護を行う場合 (1 日 1 回)	450 円	900 円	1,350 円
複数名精神科訪問看護加算				
難病複数回訪問看護加算	1 日につき	450 円	900 円	1,350 円
	1 日 3 回以上の場合	800 円	1,600 円	2,400 円
訪問看護ターミナルケア療養費	在宅で看取りに必要なケアがなされた時	2,500 円	5,000 円	7,500 円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ) (月 1 回)		105 円	210 円	315 円

8. キャンセルについて

訪問看護をキャンセルされる場合は、前日の 17 時までにご連絡下さい。

9. 利用料金の請求と支払い方法

- (1) 支払方法は、銀行等の指定口座より自動引き落としになります。
- (2) 月ごとに精算し、当該月分の請求書を翌月の 10 日前後に発行いたします。翌月の 25 日前後に指定口座より引き落としさせていただきます。引き落としの完了確認後、領収書を発行いたします。

10. 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、利用者の家族・主治医・居宅介護支援事業者・関係機関に対して連絡等を行います。当該事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、事故原因を解明して再発生を防ぐための対策を講じます。また、利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11. 天災等発生時の訪問

天災その他の事由により連絡なく契約上定められた時期に訪問することができなくなる場合があります。

12. 秘密の保持と個人情報の保護

事業者及び事業者の従業者は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。

13. 虐待防止のための措置

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待防止のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、虐待防止を普及・啓発するための研修を実施する等の措置を講じます。

14. 感染症対策について

事業所において感染症の発生、又は蔓延しないように次に掲げる措置を講じます。

- (1) 職員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備いたします。
- (3) 事業所における感染症の予防及び蔓延のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (4) 職員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

15. 事業継続にむけた取り組みについて

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16. サービス内容に関する苦情

- (1) 相談窓口を設置しておりますので下記の番号にご連絡下さい。

責任者：訪問看護ステーションぎふと 栗野 登詩男
電話番号：088-635-5840

- (2) 当事業所以外にも下記の通り苦情受付窓口があります。

徳島県国民健康保険団体連合会介護保険課：088-665-7205

徳島市役所 高齢介護課：088-621-5585

石井町役場 長寿社会課：088-674-6111

神山町役場 健康福祉課：088-676-1114

北島町役場 保健福祉課：088-698-9805

藍住町役場 健康推進課：088-637-3311

板野町役場 福祉保健課：088-672-5986

佐那河内村 健康福祉課：088-679-2971

鳴門市役所 長寿介護課：088-684-1175

その他、各担当市町村窓口へご相談下さい。

17. サービスの利用にあたっての留意事項

サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんのであらかじめご了解ください。

- (1) 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱いはできません。
- (2) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

上記契約を証明するため、本書 2 通を作成し、利用者及び事業者の双方が記入・捺印の上それぞれ 1 部ずつ保有します。

説明日： 年 月 日

説明者：

年 月 日

【利用者】

住所

氏 名 _____ 印 _____

(代理人) 住 所

氏 名 _____ 印 _____

本人との続柄

【事業者】 住 所:徳島県徳島市川内町平石若宮 180-13

法人名：合同会社一期一会

代表者名：栗野 登詩男 印

【事業所】住所：徳島県徳島市川内町金岡 5-2 ラ・フォーレ川内Ⅰ 106 号室

電話番号：088-635-5840

事業所名：訪問看護ステーションぎふと